

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【EU・規制動向】

○保険分野の競争法の一括適用除外事項を定めた委員会規則の改正期限迫る

保険分野の一定の協定等に対する EU の競争法の一括適用除外事項を定めた委員会規則（EC）No 358/2003 は、2010 年 3 月末をもって廃止されるが、4 月以降の取扱いを定めた改正規則は、本稿執筆時点（2010 年 3 月 17 日時点）でもまだ公表されていない。

欧州委員会は、2007 年 11 月から一括適用除外規則の機能の見直しに関する調査を開始し、2009 年 4 月に問題点や考え方等を整理した作業文書を公表して、6 月に公開討論会を行った。また、2009 年 10 月に規則改正案を公表して、公開意見募集を行っていた。

現行規則では、①特定リスクの過去の平均費用の共同算定、死亡率表（tables）等の共同編纂および特定リスクの共同研究、②標準約款および収益イラスト・モデルの共同作成、③特定リスクの共同保険・共同再保険プール、ならびに④安全防犯機器の審査・承認の 4 つの適用除外事項が規定されているが、改正案では、①および③のみを規定し、②および④は、保険固有の事情を認めず一般的な標準化活動で対応すべきとしている。

EU 加盟各国の保険業界は、改正案公表前から 4 項目の存続を要望していたが、規則改正案公表後も、②および④を適用除外からはずすことに強く反対していた。公開意見募集締め切り後も調整が続けられていると思われ、その動向が注目される。

（欧州委員会プレスリリース 2009.10.5 ほか）

【EU・市場動向】

○深刻化する洪水被害に対し、欧州委員会は保険制度の詳細調査の実施を検討

欧州委員会の域内市場・サービス担当のミシェル・バルニエ委員は、2010 年 3 月 9 日、欧州委員会で洪水など自然災害に対する保険制度の詳細調査を行い、今後の対応を検討する方針を表明した。これは、いくつかの加盟国で洪水被害に対する十分な保険提供能力がないことに関する欧州議会議員の質問への回答として説明されたものである。

欧州委員会では、今後、洪水等自然災害補償のベスト・プラクティスを収集し、適切なレベルでの EU の優先事項を確定するために、加盟国および保険業界の専門家と情報交換を行う予定であり、その結果を踏まえて 2011 年中に会議を開催するとしている。

欧州各地で洪水被害が発生しており、2009 年 11 月から 12 月にはアイルランドおよびイギリスが深刻な洪水被害に見舞われた。また、2010 年 2 月下旬に発生した暴風雨シンシア（Xynthia）は、フランスで 45 人、ドイツおよびスペインで各 3 人の犠牲者を出すなど大きな被害をもたらした。

フランス保険企業協会（FFSA）では、保険事故通知期限の延長、暴風速度の証明資料提出の省略、第三者行為による損害での保険会社間の訴訟手続排除など、保険業界と

しての保険金請求手続の簡素化等を図る措置を実施し、保険契約者に案内をしている。
(欧州委員会プレスリリース 2020.3.10、FFSA プレスリリース 2010.3.2 ほか)

【EU・規制動向】

○欧州委員会はソルベンシーⅡの延期について5月に会議を予定

欧州委員会による公式な発表はないが、直近のソルベンシーⅡの提案で予定されている高水準の資本要件に対する不満が高まり、複数の保険協会から今までにないロビー活動が行われたことから、欧州委員会がソルベンシーⅡの導入の延期を予定しているとする推測が高まっている。

保険業界では、ソルベンシーⅡの導入延期を歓迎しているが、一方イギリスで4月から開始される金融サービス機構（FSA）による事前承認プロセスおよび来月中に予定されているソルベンシーⅡの第5回目の定量的影響度調査の仕様を準備することについては不確実な状況である。

ドイツの連邦金融監督庁の長官であるトーマス・ステファンは、現在、2012年に予定されているソルベンシーⅡの導入を延期することを求めている。

しかし、ソルベンシーⅡの実進を進めている欧州委員会の保険・年金部門の責任者であるカレル・バン・ハル（Karel van Hulle）は、ソルベンシーⅡが2012年10月に実施されることに議論の余地はないと声明した。

(Insurance Day 2010.3.13 ほか)

【英国・市場動向等】

○英国金融サービス機構が損害保険業界に対し洪水保険の約款文言の不明確さを指摘

英国金融サービス機構（FSA）は損害保険業界に対して、洪水保険の補償範囲等に関し、顧客に明確な情報を提供していないとし、顧客を公正に取り扱っていないと批判している。具体例として、約款で「河川からの近隣性」と記載しているが、近隣性とは何かということが明確になっていないということ等をあげている。また、重要事項説明文書（key facts document）の中で、免責条項について目立つような形で記載していないとも指摘している。

英国においては保険業務行為原典（Insurance Conduct of Business sourcebook）で、顧客に対し「明確で公正で間違いのないよう」に情報を伝達することが求められている。また、英国金融サービス機構は公正な顧客対応の取組（注）を推進しており、これらの観点から、保険会社は洪水保険に関する約款の見直しが必要になるものと思われる。

（注）公正な顧客対応の取組（Treat customers fairly）とは、顧客の利益を適正に考慮し、顧客を公正に取り扱うことを目的とする英国金融サービス機構が推進する取組であり、「公正な顧客対応原則を遵守する企業カルチャーを形成する」、「販

売前から販売後まで適正な情報を、明確に顧客に提供する」等をはじめとして、6つの具体的な結果を目標として掲げている。

(Insurance Day 2010.1.22 ほか)

【大災害ボンドの市場動向等】

○ミュンヘン再保険が大災害ボンド (Catastrophe bond) 市場動向を公表

ミュンヘン再保険の発表によれば、大災害ボンド発行額は 2009 年に 35 億ドル弱となり、金融危機の影響を受けた 2008 年から市場は回復してきているとしている。新規発行額のうち、80%超が米国の風水災・地震に関するものである。2009 年の新規発行額は同年に償還期限が到来した金額よりも大きく、残高は 120 億ドル弱に増加している。また、2010 年の新規発行額も 50 億ドルになると見込んでいる。

同社の役員によると、現在の構造は、投資家が保険リスクのみに投資していることが明確となっている。そして、同マーケットに対する投資家の信頼が戻り、また、利益に対する期待感も適正な水準に落ち着いてきている。大災害ボンドは、伝統的な保険市場でキャパシティーが不足する場合にリスクを保有する補完的な役割を有しているが、この本来担っている役割果たすようになってきているとしている。

(ミュンヘン再保険プレスリリース 2010.1.7 ほか)

【ドイツ・規制動向】

○ドイツのボーナス制限の進展

ドイツ政府は、銀行と保険会社の幹部に対する不適切なボーナスの支払を制限する方向に 1 歩踏み出した。2010 年 2 月 9 日、内閣はボーナスの制限に関する法案を採択した。この法案では、ドイツの金融規制当局である連邦金融監督庁 (BaFin) が多くの場合に介入できるようにしている。会社の経営状況が悪いときには、連邦金融監督庁がボーナスの支払を禁止すること、ボーナスの支払を年間の正味収入の一定割合に制限することもできるとしている。2009 年 9 月の G20 では長期の好業績に対する褒章の調整によりリスクを抑制することを目的とした、銀行や他の金融機関における支払の実行についてのガイドラインを採用することで合意している。ドイツの法案もこのガイドラインを取り入れている。また、2009 年 12 月にはドイツの 8 つの銀行と 3 つの保険会社 (アリアンツ、ミュンヘン再保険、タラックス) が自主的にこのガイドラインを採用することに合意している。

ドイツ議会は、夏の休会前に法案の採択を行い、2010 年 10 月の施行を予定している。

(Insurance Day 2010.2.10)

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○医療保険改革の賛否は二分している

米国の民主党による医療保険改革は、米国民の約 15%に相当する 4,600 万人の無保険者の解消を目指している。そのため医療保険への加入促進策として、保険料の補助金交付、中所得者層への減税措置の拡大、保険会社の保険料引上げに対する政府の監視強化、保険会社が既往症を理由に保険加入を拒否することを禁止、などが挙げられ、全国民に医療保険の加入を義務付け、違反した場合には罰則を設けることを検討している。

しかし、上院と下院でそれぞれ可決した法案の一本化が難航している。ウォールストリートジャーナルと NBC テレビの世論調査でも、医療保険制度改革法案の可決を望む人は 46%、反対は 45%と意見は完全に二分している。法案への反対意見では、改革案はコストが掛かりすぎ、増税、規制強化、保険料上昇につながるものが指摘されている。

そうした中、アイダホ州では医療保険制度改革法案阻止を目的とした州法が 3 月 17 日に成立した。同州法では、誰もがあらゆる形態の医療保障サービスを選ぶ自由、選ばない自由を持つ、と規定している。連邦法で医療保険への加入義務が規定されれば、こうした州法に優先し加入義務は課されるが、州が連邦議会への反対を表明する目的でこうした動きに出ている。同様の州法は、バージニア州でも成立見通しであるほか、ミズーリ州、オクラホマ州、テネシー州でも上下院のいずれかで可決しており、自己責任主義の強い米国では国民皆保険にも反対意見が根強いことを伺うことができる。

（ロイター 2009.2.26、時事通信 2009.3.17、CNN.co.jp ウェブサイト 2009.3.18 ほか）

【規制動向】

○ニューヨーク州保険仲介者の報酬透明化規制

ニューヨーク州保険庁は 2 月 10 日、保険仲介者の報酬透明化に関する規制を発表した。この規制により、保険仲介者は顧客に対し保険契約の申込時点までに、口頭または目立つ書面により、主に次の情報を公開しなければならないこととなっている。

- 保険販売時の保険仲介者の役割の説明。
- 保険仲介者による保険販売に関して、保険会社またはその他第三者から報酬を受取ることがあるかどうか。
- 保険仲介者に支払われる報酬の額は、顧客が選択する保険商品や保険会社、当該保険仲介者の取扱い収入保険料、または引受けた保険契約の利益水準など、数多くの要素が入り混じって決まるということ。
- 顧客は、保険仲介者に情報開示請求することで、保険販売を通して受取ると見込まれる報酬についてより多くの情報を入手するということ。

州保険庁長官は、上記規制案に関する声明発表の中で、「消費者は、代理店やブローカーが誰から、いくら支払われているかを知ることができるようになることで、消費者の利益が保護されることになる。」と述べるとともに、「消費者は、代理店やブローカーが推奨する保険商品の選択に潜在的に影響を及ぼす可能性のある何かしらの誘引があることを理解すべきである。」としている。

この保険仲介者向けの報酬透明化規制は、2011年1月施行予定となっている。

(Property & Casualty National Underwriter 2010.2.9、BESTWIRE 2010.2.10、
ニューヨーク州保険庁ウェブサイト)

【規制動向】

○連邦政府による保険会社への連鎖破綻規制の適用を巡る動向

全米保険立法者協議会 (National Conference of Insurance Legislators、以下「NCOIL」) は、連邦政府が保険規制に関与することに反対すると繰返し述べている。その一例として、NCOIL は春季会合の席上、上院銀行委員会に対し、保険業界については、1) 連鎖破綻リスクの規制対象からの除外、2) 連邦政府による破綻処理権限の行使対象からの除外および 3) 連鎖破綻の可能性のある保険会社への救済差延べ対象からの除外を適用するように勧告した。

NCOIL の会長は、「保険会社に対する規制が米国の金融危機の一因となったという証拠はほとんど見たことがなく、議会が保険改革を、ただ単にやればできるという理由で立法化すべきであるとは思っていない。」と述べている。

大手損害保険会社 11 社は連携を取り、上院の銀行・住宅・都市開発委員会委員長宛に書簡を送付し自らの保険会社としての立場が連邦規制に含まれることに反対してきた。

(BESTWIRE 2010.3.10、NCOIL ウェブサイトほか)

【市場動向】

○急増する自動車保険の直販事業

米国で第3位の自動車保険会社であるプログレッシブ社の2009年決算は、前年2008年の7,000万ドルの損失から一転して10億6,000万ドルの純益を計上した。この純益計上の要因は、積極的な投資による収益の他に、同社の自動車保険直販の成長によるところが大きくなっている。2009年は自動車保険直販事業が前年比13%上昇し契約件数で37万7千件増加したのに対して、従来からの独立代理店経由の保険料収入は横這いだった。

会社全体の収入保険料は3%増だったが、保険引受による利幅は8.4%拡大した。そして、期首目標として掲げていた損害率96%が91.6%に留まったことも大きな利益要因と

なっている。

なお、同社の2009年の個人向け自動車保険の扱い比率は、代理店経由59%に対して直販経由が41%となっている。

(BESTWIRE 2010.3.4、Progressive, “2009 Annual Report to Shareholders”)

【市場動向】

○ステート・ファーム・フロリダ社、ホームオーナーズ保険の撤退を回避

ステート・ファーム・グループのフロリダ州地域子会社であるステート・ファーム・フロリダは、ハリケーン等自然災害の増加による損害率の悪化を背景とする料率引上げがフロリダ州保険庁から承認されなかったために、2011年末までに同州の財産保険市場からの撤退計画を2009年1月に表明していた。

しかし、州保険庁から、14.8%の料率引上げと約81万件的保有契約のうち、12万5,000件の更改引受の停止を認められ、2009年12月には撤退計画を撤回した。同社のウェブサイトには、契約者にはご不便、心配をおかけするが、当社の財務状況の安定化と契約者へのサービス継続のためには必要なステップである、との代表者のメッセージが掲載されている。

(National Underwriter P&C 2009.12.21/28 ほか)

金融・保険市場における動向（アジア）

【アジア・M&A】

○ブルーデンシャル（英国）がAIA（AIGのアジア生保子会社）を買収

英国のプルデンシャルが、米国アメリカン・インターナショナル・グループ（以下「AIG」）のアジア子生保会社であるアメリカン・インターナショナル・アシユアランス（以下「AIA」）を355億ドルで買収することになる。この買収によりプルデンシャルはアジア首位の生命保険会社となる。国別で見ると、少なくとも7カ国（香港、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム）で首位となる。プルデンシャルはアジア12カ国に顧客1,100万人と代理店42万店、AIAの代理店25万店と顧客2,000万人を抱えることになる。

中国では、AIAは国内営業会社並みに完全認可を取得している唯一の外国保険会社であり、中国保険会社も含めたシェアも1%から2%と推定されている。他の外国保険会社は出資割合50%以内の合併会社に制限されている。プルデンシャルはシティック・グループと合併会社を設立しており、合併会社として首位である。

インドでは、プルデンシャルは26%出資してICIC銀行との合併会社を設立している。AIGは26%出資してタタ・グループと合併会社を設立している。インド政府は国内では外国会社による保険会社を1社しか認めていないので、これらの統合が注目されている。

（Wall Street Journal 2010.3.2、Financial Times 2010.3.2 ほか）

【中国・市場動向】

○三星火災海上が中国で自動車保険に進出

韓国首位の三星火災海上が、2010年上半期に中国の自動車保険市場に進出すると発表した。既に、現代自動車の販売と提携して現代海上火災が中国で自動車保険を販売しているものの、自動車保険を単独で販売するのは三星火災海上が始めていである。まずは、上海居住の韓国人を対象に販売を開始し、その後中国人顧客に販売を拡大する予定である。

中国進出は三星火災海上のグローバル戦略の一環である。韓国のトップ損害保険から真のグローバル・プレイヤーに脱皮しようとしている。2012年には世界でトップ20、2015年にはトップ15、2020年にはトップ10の損害保険会社になることを目標としているとのことである。

（Korea Times 2010.1.6、Dow Jones Newswires 2010.1.6 ほか）

【香港・市場動向】

○香港では、香港ドルや米ドルよりも、中国元建ての長期保険契約の需要が拡大

香港では、香港ドルや米ドルよりも人民元建ての長期保険契約を要望する声が増大している。これは保険契約者が、長期の生命保険契約が運用益や為替評価益等を含めて今後

20～50%の利益をもたらすのではないかと期待しているためであると、香港の保険分野に詳しい議員は述べている。しかしながら、現在の香港の規制監督下では、保険会社は資産と負債のバランスをとることが求められているため、人民元建ての保険商品を販売することは困難な状況となっている。当局の一番の懸念は、保険会社が資産と負債のバランスをとることができるかどうか、言い換えると保険会社が保険金支払のための十分な人民元を保有し、スムーズな支払いができるかどうかということである。これまでのところ、中国銀行（Bank of China）や中国生命保険（China Life）が試験的に人民元建ての金融商品を発売しているが、大量販売の段階には至っていない。

（Evandale 2010.2.23 ほか）

【フィリピン・規制動向】

○フィリピンがマイクロインシュアランスに関する新たな規制を導入

フィリピン中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas）は、2010年2月23日、フィリピンにおける貧困層へのマイクロインシュアランスの普及を促すこと等を目的に、新しいルールを発表した。新しいルールでは、信用組合や地方の共同組合銀行等の小規模な銀行がマイクロインシュアランスを取り扱う際、大手銀行に課している保険会社の持ち株規制等を適用しないとしている。

またこのルールでは、マイクロインシュアランスを販売する信用組合等は、マイクロインシュアランスは銀行が提供する商品ではなく、銀行または公の機関によって保証されているものではないことを、募集文書等に明記することによって顧客に周知させることを求めている。さらに、信用組合等は、マイクロインシュアランスを営む保険者が、顧客サービスや保険金支払のためのメカニズム等、顧客保護のための手段が確保していることを確認しなければならないこと等を定めている。

（Business World 2010.3.1 ほか）